

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年4月3日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成20年4月18日から同年5月8日まで縦覧に供する。

平成20年4月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 町名 | 土地改良事業名 | 縦覧場所 |
|-----|-----------------------------|----------|
| 三木町 | 香川用水非受益地域用水確保事業 松家敷池地区 | 三木町産業振興課 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西土居地区 | 〃 |